

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月14日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 K u d a n株式会社

【英訳名】 Kudan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 項 大雨

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号

【電話番号】 03 - 4405 - 1325(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中山 紘平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号

【電話番号】 03 - 4405 - 1325(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中山 紘平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 連結累計期間	第9期 第2四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	110,746	155,032	271,959
経常損失 () (千円)	323,125	81,054	681,217
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	321,866	84,454	2,237,129
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	328,807	299,038	2,288,874
純資産額 (千円)	1,147,055	954,142	637,985
総資産額 (千円)	1,219,071	1,253,733	770,149
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	41.64	10.19	283.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	94.1	76.0	82.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	184,146	312,434	514,967
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	145,902	2,124	137,481
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	16,996	814,691	9,395
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	918,185	1,122,593	604,424

回次	第8期 第2四半期 連結会計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純損失 () (円)	25.76	14.58

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「3 . 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 分析の前提

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、当社グループの四半期連結財務諸表に基づいて実施されております。当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

四半期連結財務諸表の作成にあたっては一部に見積りによる金額を含んでおりますが、見積りにつきましては、過去実績や状況に応じ合理的と考えられる要因等に基づいており、妥当性についての継続的な評価を行っていません。しかしながら、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

本項に記載した将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 当社グループの事業に影響を与える経営環境に対する評価

当社グループは、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚のアルゴリズムの研究開発とライセンス提供を行っております。人工知覚は機械の「脳」に相当する人工知能と並び相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械が自律的に機能できるように進化させる技術です。

当社グループの基幹技術は、独自のSLAM（Simultaneous Localization and Mapping）技術であり、機械が動きながらリアルタイムでの位置認識と地図作成を行うものです。2021年3月期には、当業界における当グループの優位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化しました。中長期でのロボティクス・自動運転領域の発展と社会変化を見据えて、より革新性の高い人工知覚技術をアーティセンス社と共同で推進してまいります。

経営体制については、グローバルにおける機動的な執行及び短期と中長期の二軸経営の強化を目的として複数代表取締役体制の採用をしております。これにより代表取締役CEOの項がアーティセンス社を含む当社グループの事業経営を統括し、代表取締役大野智弘は同じく創業メンバーであるCTO John Williamsと共に中長期の成長に向けた次世代Deep Techへの投資や新領域強化を目指します。

事業戦略については、ロボティクス関連産業の発展と人工知覚技術の市場拡大が急激に進むことを見据えて、代替や置き換えが困難なアルゴリズム層への集中を行なっています。中長期的には、最終製品の普及ともなう商用ライセンス売上の拡大を目指しており、市場成長性が極めて高い自動制御ロボット・自動運転自動車・モバイルセンサー・デジタルマップ等の領域を中心に、製品化確度が高い案件の大型化に注力をしています。加えて、販売戦略として、人工知覚と補完性が高いセンサ・半導体企業、システムインテグレータ、技術商社との提携拡大を通して、販売チャンネルとラインナップの拡大を進めています。

市場環境については、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・小売等の領域におけるロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニーズ増大が顕著であります。この影響により、足元での顧客製品化に向けた案件は着実に進捗しており、中長期的には特定の技術領域や産業での利用に限定されない幅広い範囲でのSLAM産業の高成長及び当社グループ技術の社会実装に伴う収益機会の拡大を引き続き見込んでおります。

(3) 経営成績に関する分析

顧客製品化に向けた開発案件のフェーズ進捗に伴う収入増加及びより幅広い適用領域での案件拡大により、売上の回復基調を継続しております。

アーティセンス社の子会社化を含むグローバル規模での体制拡大に伴い、販売費及び一般管理費は399,087千円（前年同四半期比47.6%増）に増加し、主な内訳は人件費126,324千円、経費及び償却費127,588千円、研究開発費145,175千円であります。

その他、急激な為替レートの変動による為替差益232,858千円（前年同四半期は為替差損7,139千円）が発生して

おります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は155,032千円（前年同四半期比40.0%増）、営業損失は312,148千円（前年同四半期は営業損失220,925千円）、経常損失は81,054千円（前年同四半期は経常損失323,125千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は84,454千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失321,866千円）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（AP事業）

AP事業につきましては、上記要因により、売上高は135,232千円（前年同四半期比22.1%増）、セグメント損失は319,627千円（前年同四半期は220,225千円）となりました。

（CVC事業）

CVC事業につきましては、営業投資有価証券の売却により、売上高は19,800千円（前年同四半期比-）、セグメント利益は7,478千円（前年同四半期はセグメント損失699千円）となりました。

第1四半期連結会計期間より、報告セグメント区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分にて組み替えた数値で比較をしております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

資金政策に関する基本方針

当社グループは、円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安定性維持を資金政策の基本方針とし、事業展開および研究開発に係る資金需要に対して機動的に対応できるだけの十分な現金及び現金同等物の保有を図っております。

キャッシュ・フローに関する分析

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、312,434千円の支出（前年同四半期は184,146千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失83,224千円、為替差益232,133千円及び売上債権及び契約資産の減少額53,574千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,124千円の支出（前年同四半期は145,902千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2,124千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは814,691千円の収入（前年同四半期は16,996千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入613,224千円、短期借入金の純増減額200,000千円によるものです。

以上の他、現金及び現金同等物に係る換算差額の影響もあり、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末と比べ518,169千円増加し、1,122,593千円となりました。

(5) 財政状態に関する分析

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は1,237,492千円（前期末比483,036千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加（同518,169千円増）、受取手形、売掛金及び契約資産の減少（同38,295千円減）によるものであります。

また、固定資産は16,241千円（前期末比547千円増）となりました。これは主に、差入保証金が増加（同547千円増）したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は1,253,733千円（前期末比483,584千円増）となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は292,875千円(前期末比167,427千円増)となりました。これは主に、短期借入金の増加(同200,000千円増)と未払法人税等が減少(同34,088千円減)したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は299,591千円(前期末比167,427千円増)となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は954,142千円(前期末比316,156千円増)となりました。これは主に、四半期包括利益(299,038千円)と、株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加(計614,724千円増)によるものであります。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、145,175千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

(資金調達のための新株予約権の第三者割当て契約)

当社は、2022年7月11日開催の取締役会において、グロース・キャピタル株式会社と新株予約権の第三者割当て契約を締結することを決議し、2022年7月27日に当割当を実施いたしました。詳細につきましては、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,480,467	8,488,767	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら制限のない当社にお ける標準となる株式であ ります。 また、単元株式数は100 株であります。
計	8,480,467	8,488,767		

(注) 提出日現在発行数には、2022年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2022年7月11日開催の取締役会において、グロース・キャピタル株式会社と新株予約権の第三者割当て契約を締結することを決議し、2022年7月27日に当割当を実施いたしました。

(第12回新株予約権)

決議年月日	2022年7月11日
新株予約権の数	2,571個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 257,100株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 2,069円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。(注)2、3
新株予約権の行使期間	2022年7月27日から2025年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。

新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	-

新株予約権の発行時(2022年7月27日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式257,100株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注) 2.(1)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、2022年7月27日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度: 行使の際に(注) 1.(2)に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限: 1,241円(ただし、(注) 2.(3)に従い調整される。以下「下限行使価額」という。)

(5) 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は257,100株(2022年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.12%、割当株式数は100株で確定している。)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 320,086,929円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている

2. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、(注) 2.(1)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,069円とする。ただし、行使価額は(注) 2.(2)又は(3)に従い、修正又は調整される。

(2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

前号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は(注) 3に従い、調整される。

(第13回新株予約権)

決議年月日	2022年7月11日
新株予約権の数	1,064個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 106,400株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 5,000円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。(注) 2、3
新株予約権の行使期間	2022年7月27日から2025年7月28日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。(注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	-

新株予約権の発行時(2022年7月27日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式106,400株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注) 2.(1) に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2022年7月27日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に(注) 1.(2)に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：1,241円(ただし、(注) 2.(3)に従い調整される。以下「下限行使価額」という。)
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は106,400株(2022年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は1.29%、割当株式数は100株で確定している。)
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：132,460,552円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている

2. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、(注) 2.(1) に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初5,000円とする。ただし、行使価額は(注) 2.(2)又は(3)に従い、修正又は調整される。

(2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

前号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は(注) 3に従い、調整される。

(第14回新株予約権)

決議年月日	2022年7月11日
新株予約権の数	710個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 71,000株(注) 1

新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 7,500円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。(注) 2、3
新株予約権の行使期間	2022年7月27日から2025年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。(注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	-

新株予約権の発行時（2022年7月27日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式71,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（(注) 2.(1) に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（ただし、割当株式数は調整されることがある。）。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2022年7月27日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の94%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に(注) 1.(2)に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：1,241円（ただし、(注) 2.(3)に従い調整される。以下「下限行使価額」という。）
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は71,000株（2022年3月31日現在の発行済株式

式

総数に対する割合は0.86%、割当株式数は100株で確定している。）

- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：88,384,350円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている

2. 本新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、(注) 2.(1) に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初7,600円とする。ただし、行使価額は(注) 2.(2)又は(3)に従い、修正又は調整される。

- (2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

前号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は(注) 3に従い、調整される。

(第12回新株予約権～第14回新株予約権共通)

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)

の取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、

行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用す

る。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

る。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、(注)3.(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注)3.(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)3.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

(本新株予約権の行使条件)

本新株予約権は第12回乃至第14回新株予約権の3回号の新株予約権から構成され、第13回新株予約権及び第14回新株予約権につき、それぞれ以下の本行使条件を充足した場合にのみ行使可能な仕組みとなっております。

・第13回新株予約権：基準株価が5,000円以上であり、かつ本顧客製品化公表が1回以上なされた日以降であること

・第14回新株予約権：基準株価が7,500円以上であり、かつ本顧客製品化公表が2回以上なされた日以降であること

このように、株価以外に当社又は当社のグループ会社の技術を活用した製品又はサービスが顧客により商用化(顧客製品化)された旨のプレスリリース等が所定の回数以上公表されることが第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使条件となっており、顧客製品化拡大に伴う資金需要に応じた資金調達が可能となる仕組みとなっております。なお、当社は、当社の取締役会決議によりいつでも本行使条件を取り消すことができ、かかる取消しを行った場合には、第13回新株予約権及び第14回新株予約権は通常の行使価額修正条項付新株

予約権と同様の設計となります。現時点において、かかる取消しを実施することは想定しておりませんが、株価が思うように上昇せず、一方で、事業成長の機会を捉えるための想定外の成長投資等のために喫緊に資金調達を行う必要があるようなケースにおいて、想定外の成長投資等に資金を充当する柔軟性を確保するために、かかる仕組みを設けております。

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、第12回新株予約権については、いずれかの取引日における終値が第12回新株予約権の当初行使価額の80%に相当する金額を下回った場合、第13回新株予約権又は第14回新株予約権については、第13回新株予約権又は第14回新株予約権に係る本行使条件を取り消した場合、第12回新株予約権又は本行使条件が取り消された第13回新株予約権若しくは第14回新株予約権（以下、個別に又は総称して「行使停止新株予約権」といいます。）について、当社取締役会決議により、割当予定先に対し、行使停止新株予約権の行使を停止する旨の通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に各回号の本新株予約権のいずれか又は複数について権利行使を停止する期間（以下「行使停止期間」といいます。）を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において行使停止新株予約権を行使することができません（但し、第12回新株予約権については、行使停止期間初日の他、行使停止期間において、取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値が、第12回停止基準金額を下回る日の翌取引日において、当該行使停止の効力が生じます。）。

いずれの行使停止期間の開始日も、2022年7月27日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2025年6月26日までとし、いずれの行使停止期間も90日間を上限とします。

(本新株予約権の取得に係る請求)

グロース・キャピタル株式会社は、2023年7月26日（同日を含みます。）以降のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に、当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の発行要項において、行使期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

(本新株予約権の譲渡)

本第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

6. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

グロース・キャピタル株式会社は、当社の大株主である大野智弘氏との間で、2022年7月27日から2025年7月28日までの期間において当社普通株式200,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しています。

当該株式貸借契約において、グロース・キャピタル株式会社は、借り受ける当社普通株式の利用目的を本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しています。

8. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (2022年7月1日から2022年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,496
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	249,600
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	2,457.5

当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	614,404
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,496
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	249,600
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,457.5
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	614,404

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～2022 年8月30日(注1)	227,100	8,457,967	281,936	1,179,958	281,936	2,487,944
2022年8月31日 (注2)			887,861	292,096	1,575,735	912,209
2022年9月1日～2022 年9月30日(注1)	22,500	8,480,467	25,266	317,362	25,266	937,475

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 2022年6月24日開催の第8回定時株主総会の決議に基づく欠損填補による減少であります。

3 2022年10月1日から2022年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,100千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大野 智弘	北海道虻田郡	2,793,400	32.94
UNION BANCAIRE PRIVEE (常任代 理人 株式会社三菱UFJ銀行)	RUE DU RHONE 96-98 1211 GENEVA 1, SWISS (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号)	795,600	9.38
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	285,400	3.37
グロース・キャピタル株式会社	東京都港区南青山 3 丁目 8 番 40	196,800	2.32
CACIES (常任代理人香港上海銀行)	Lilienthalallee 36, 80939 Munchen (東京都中央区日本橋 3 丁目 1 1 番 1 号)	157,871	1.86
高橋 秀明	東京都大田区	150,000	1.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行)	Peterborough Court 133F, Leet Street, London, EC4A2BB, United Kingdom (東京都 千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号)	128,650	1.52
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代 理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28-01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸 の内 2 丁目 7 番 1 号)	95,500	1.13
野村証券株式会社 (常任代理 人 株式会社三井住友銀行)	東京都中央区日本橋 1 丁目 13 番 1 号 (東京都 千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号)	83,100	0.98
CLEARSTREAM BANK IN G S.A. (常任代理人 香港上海銀行)	42, Avenue JF Kennedy, L-1855, Luxembourg (東京都中央区日本橋 3 丁目 11 番 1 号)	69,596	0.82
計		4,755,917	56.08

- (注) 1 . 当社代表取締役である大野智弘氏から、2022年8月23日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、当社株式を3,864,700株所有している旨の報告を受けております。上記大株主の状況は2022年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しておりますが、当所有株式数の差異は、資金借入に対する株式担保設定及び当社新株予約権ファイナンスに対する株式貸借契約によるものであります。
- 2 . 「UNION BANCAIRE PRIVEE」「CACIES」「BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)」「BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS」「CLEARSTREAM BANK IN G S.A.」には当社従業員を含む海外居住者の所有する当社株式が含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,469,400	84,694	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10,767		
発行済株式総数	8,480,467		
総株主の議決権		84,694	

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K u d a n株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目10 番15号	300		300	0.00
計		300		300	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	604,424	1,122,593
受取手形、売掛金及び契約資産	89,647	51,351
営業投資有価証券	42,864	32,964
その他	17,518	30,582
流動資産合計	754,455	1,237,492
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
車両運搬具（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
差入保証金	15,694	16,241
投資その他の資産合計	15,694	16,241
固定資産合計	15,694	16,241
資産合計	770,149	1,253,733
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,249	
契約負債	14,438	26,911
未払金	16,914	29,152
短期借入金		200,000
未払法人税等	38,158	4,069
預り金	13,908	7,776
その他	26,779	24,964
流動負債合計	125,448	292,875
固定負債		
繰延税金負債	6,716	6,716
固定負債合計	6,716	6,716
負債合計	132,164	299,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	897,861	317,362
資本剰余金	2,205,848	937,475
利益剰余金	2,382,691	3,549
自己株式	1,060	1,311
株主資本合計	719,957	1,249,977
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	95,256	309,840
その他有価証券評価差額金	13,284	13,284
その他の包括利益累計額合計	81,972	296,556
新株予約権		721
純資産合計	637,985	954,142
負債純資産合計	770,149	1,253,733

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
売上高	110,746	155,032
売上原価	61,200	68,093
売上総利益	49,545	86,939
販売費及び一般管理費	270,470	399,087
営業損失()	220,925	312,148
営業外収益		
受取利息	8,479	2
経営指導料	3,271	
為替差益		232,858
その他	1,044	70
営業外収益合計	12,796	232,931
営業外費用		
支払利息		1,332
為替差損	7,139	
株式交付費	409	504
持分法による投資損失	107,448	
その他		0
営業外費用合計	114,997	1,837
経常損失()	323,125	81,054
特別利益		
持分変動利益	2,320	
特別利益合計	2,320	
特別損失		
減損損失	934	2,169
特別損失合計	934	2,169
税金等調整前当期純損失()	321,740	83,224
法人税等	126	1,229
四半期純損失()	321,866	84,454
親会社株主に帰属する四半期純損失()	321,866	84,454

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
四半期純損失()	321,866	84,454
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		
為替換算調整勘定	8,301	214,583
持分法適用会社に対する持分相当額	15,243	
その他の包括利益合計	6,941	214,583
四半期包括利益	328,807	299,038
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	328,807	299,038
非支配株主に係る四半期包括利益		

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	321,740	83,224
持分変動損益(は益)	2,320	
為替差損益(は益)	6,917	232,133
受取利息	8,479	2
支払利息		1,332
株式交付費	409	504
持分法による投資損益(は益)	107,448	
減損損失	934	2,169
受注損失引当金の増減額(は減少)	4,051	
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	49,059	53,574
営業投資有価証券の増減額(は増加)	9,900	9,900
仕入債務の増減額(は減少)	8,060	15,249
その他	14,231	18,897
小計	175,551	282,026
利息の受取額	4	2
利息の支払額		1,332
法人税等の支払額	8,599	29,077
営業活動によるキャッシュ・フロー	184,146	312,434
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	927	2,124
貸付けによる支出	148,397	
貸付金の回収による収入	3,814	
差入保証金の差入による支出	392	
投資活動によるキャッシュ・フロー	145,902	2,124
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	21,870	613,224
短期借入金の純増減額(は減少)		200,000
自己株式の取得による支出	529	250
新株予約権の発行による収入		1,717
自己新株予約権の取得による支出	4,344	
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,996	814,691
現金及び現金同等物に係る換算差額	257	18,036
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	312,794	518,169
現金及び現金同等物の期首残高	1,230,979	604,424
現金及び現金同等物の四半期末残高	918,185	1,122,593

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、一部の連結会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、見積実効税率に替えて法定実効税率を用いることとしております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給与及び手当	68,910千円	83,607千円
研究開発費	58,953 "	145,175 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	918,185千円	1,122,593千円
現金及び現金同等物	918,185 "	1,122,593 "

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、2021年6月25日開催の第7回定時株主総会の決議により、2021年8月1日付で、資本金1,610,355千円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、同額のその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、2022年6月24日開催の第8回定時株主総会の決議により、2022年8月31日付で、資本金887,861千円及び資本準備金2,195,848千円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、2,463,596千円のうち繰越利益剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。また、新株予約権の行使により250,400株増加し、資本金及び資本準備金はそれぞれ307,362千円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において発行済株式総数は8,480,467株、資本金は317,362千円、資本準

備金は937,475千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AP事業	CVC事業	
売上高			
外部顧客への売上高	110,746		110,746
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	110,746		110,746
セグメント損失()	220,225	699	220,925

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AP事業	CVC事業	
売上高			
外部顧客への売上高	135,232	19,800	155,032
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	135,232	19,800	115,032
セグメント利益又は損失()	319,627	7,478	312,148

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より量的な重要性があるため、「CVC事業」を報告セグメントとして記載しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AP事業	CVC事業	
売上高			
ソフトウェアライセンス	47,464		47,464
開発受託	61,198		61,198
保守・サポート契約	2,083		2,083
顧客との契約から生じる収益	110,746		110,746
外部顧客への売上高	110,746		110,746

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AP事業	CVC事業	
売上高			
ソフトウェアライセンス	83,823		83,823
開発受託	41,408		41,408
保守・サポート契約	10,000		10,000
顧客との契約から生じる収益	135,232		135,232
その他の収益(注)1		19,800	19,800
外部顧客への売上高	135,232	19,800	155,032

(注)1 その他の収益は、「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外から生じた収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純損失()	41円64銭	10円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	321,866	84,454
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	321,866	84,454
普通株式の期中平均株式数(株)	7,729,758	8,289,704
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

ストックオプションの発行

当社は、2022年9月15日開催の取締役会決議により、当社子会社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決定し、2022年10月4日に新株予約権を発行しております。

第15回新株予約権

新株予約権の発行日	2022年10月4日
付与対象者	当社子会社従業員 19名
新株予約権の総数	266個
新株予約権の払込額	金銭の払い込みを要しないものとする。
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 26,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2023年1月1日から2032年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項	<p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、付与時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下に定める場合には、以下に定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 新株予約権者が死亡したことで新株予約権者の相続人が新株予約権者が死亡した時点において行使可能な本新株予約権を相続した場合、当該相続人は新株予約権者が死亡した日から6か月間に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

K u d a n株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK u d a n株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、K u d a n株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。